

## 「受動喫煙の防止等に関する条例」に伴う 分煙改修工事等への補助制度について



兵庫県では、受動喫煙を防止し、喫煙により県民の健康で快適な生活が妨げられないことを目的として、平成25年4月に条例を施行（飲食店・宿泊施設等には準備期間のため平成26年4月から条例適用）し、施設管理者に受動喫煙防止措置を講じていただくこととしており、施設の改修経費の負担を軽減するため、中小企業者である飲食店及び宿泊施設の施設管理者に対し、補助を行っています。

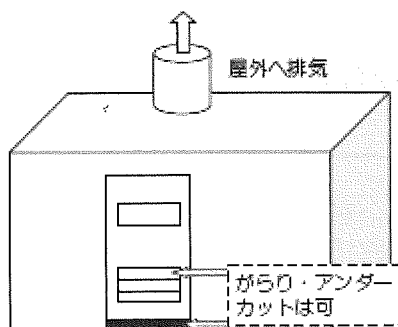
※ 受動喫煙とは、自分の意志に関わらず、他人のたばこの煙を吸わされることです。

事業名	分煙設備整備事業（分煙は下記イメージ図及び注1にある厳格な分煙のこと）	
対象者	・ 客室（個室を除く）の面積：100㎡超	
飲食店 喫茶店	・ 中小企業の方：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社若しくは個人	
宿泊 施設	・ フロントロビー（玄関帳場に隣接するロビー）の面積：100㎡超 ・ 中小企業の方：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社若しくは個人	
対象 経費	既存施設において行う、次のいずれかに該当する改修工事等に要する経費 ・ 喫煙室の設置 ・ 飲食店等が壁などにより客室を禁煙区域と喫煙区域に分ける工事	
補助 率等	【上限工事費】 5,000千円 【補助率】 1/2 【補助限度額】 2,500千円	補助は予算の範囲内で 原則受付順とします。
受付	裏面に記載の窓口	

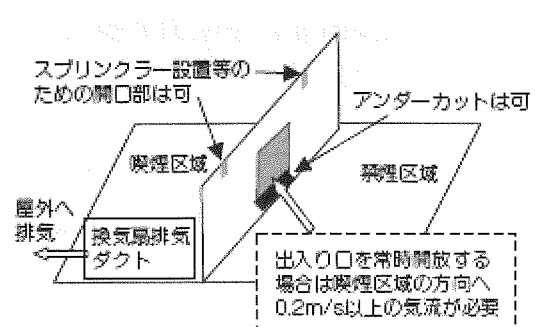
※別途、国助成金の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。  
（国助成金の対象になる場合は、対象経費から国助成金相当額を控除します。）

の補助  
対象  
工事

〔喫煙室のイメージ〕



〔区域分煙のイメージ〕



（注1）厳格な分煙は、たばこの煙が禁煙区域へ直接流入しないよう、床面から天井まで達する壁等で仕切るとともに、常にたばこの煙を直接屋外に排出できる設備等を備えたものです。壁等で仕切らずに、単に客席を分けるだけでは足りません。

**【受付窓口一覧】**

所管地域	担当課室名	所在地及び連絡先電話番号
神戸市	健康福祉部健康局 受動喫煙対策室 施設相談係	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁1号館5階) TEL: 078-341-7711 (内線3245, 3269)
尼崎市、西宮市、 芦屋市	芦屋健康福祉事務所 企画課	〒659-0065 芦屋市公光町1-23 TEL: 0797-32-0707(代)
宝塚市、三田市	宝塚健康福祉事務所 企画課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL: 0797-83-3147(ダイヤルイン)
伊丹市、川西市、 猪名川町	伊丹健康福祉事務所	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 TEL: 072-785-7461(ダイヤルイン)
加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町	加古川健康福祉事務所 企画課	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL: 079-421-9292(ダイヤルイン)
明石市	明石健康福祉事務所	〒673-0892 明石市本町2-3-30 TEL: 078-917-1127(代)
西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町	加東健康福祉事務所 企画課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL: 0795-42-5111(代)
姫路市、神河町、 市川町、福崎町	中播磨健康福祉事務所 企画課(姫路総合庁舎)	〒670-0947 姫路市北条1-98 TEL: 079-281-9209(ダイヤルイン)
たつの市、宍粟市、 太子町、佐用町	龍野健康福祉事務所 企画課	〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3 TEL: 0791-63-5149(代)
相生市、赤穂市、 上郡町	赤穂健康福祉事務所	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2 TEL: 0791-43-2321(代)
豊岡市、養父市、 朝来市、香美町、 新温泉町	豊岡健康福祉事務所 企画課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL: 0796-23-1001(代)
篠山市、丹波市	丹波健康福祉事務所 企画課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL: 0795-72-0500(代)
洲本市、南あわじ 市、淡路市	洲本健康福祉事務所 企画課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL: 0799-22-3541(代)

県ホームページにも募集に関する資料等を掲載していますのでご覧ください。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf26/bunnennsetubi.html>

**【参考：融資制度】※産業労働部産業振興局地域金融室所管**

喫煙室設置等にあたっては、表面の補助金に加えて、以下の融資制度も活用することができます。

資金名	分煙設備整備貸付
融資対象者	次のいずれにも該当する中小企業者及び組合等 ・喫煙室の設置など区域分煙措置等を行おうとする者 ・県内で事業を営む者
融資限度額	1企業・1組合 500万円
融資利率	年1.0%
融資期間	7年以内(うち据置6か月以内)